

デジタルサイネージ掲載基準について

(趣旨)

スポーツ競技等の分野において全国大会優勝などの極めて優秀な成績を収めた個人又は団体に対し、その功績をたたえるとともに市民に広く周知を図るため、デジタルサイネージの掲載基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

次のいずれかに該当する者

- (1) 本市を主たる活動拠点としており、かつ本市に住所を有する個人。
- (2) 本市を主たる活動拠点としており、かつ本市に住所を有する個人が主たる構成員である団体。
- (3) 本市内の教育機関（小学校、中学校、高等学校、大学等）。
- (4) 本市と密接な関係のある個人又は団体（過去において市内に本籍又は住所があった者等）。
- (5) その他、特に必要と認めた者。

(対象となる大会等)

次のいずれかに該当する場合

- (1) 全国大会等において極めて優秀な成績（優勝など）を収めた者。（国民スポーツ大会、全日本大学選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会、その他全国大会以上の大会）
- (2) 国際水準の大会に派遣が決定した者。（オリンピック、パラリンピック、デフリンピック、ユニバーシアード、ユースオリンピック、世界選手権大会等に出場する場合）
- (3) その他、特に必要と認めた場合。

(掲載内容)

- (1) 対象となる大会等のポスター等。
- (2) 大会開催時の写真又は試合動画等。
- (3) 対象となる大会等への出場に向けた応援メッセージ動画等。
- (4) その他、特に必要と認めたもの。

(掲載の制限)

次のいずれかに該当すると認められる場合は、掲載を認めないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為が行われた場合。
- (2) 政治的及び宗教的中立性を損なう恐れがある場合。
- (3) その他、掲載がふさわしくないと認める場合。

(掲載場所)

高松市役所デジタルサイネージとする。

(掲載期間)

原則1カ月以内とする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(掲載規格)

掲載を希望する者は、次の規格で掲載データを作成すること。

- (1) 静止画データはJPG、PNG又はPDF形式とする。
- (2) 動画データはMP4形式(10分間以内。ただしショート動画は1分間以内)とする。
- (3) 各データ解像度は「フルハイビジョン(1920×1080pixel)」を推奨とする。

(掲載事務)

高松市役所スポーツ振興課において処理するものとする。

(運用開始日)

令和6年7月1日